

## 生駒市規則第13号

生駒市職員の自己啓発休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成26年10月生駒市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則第2条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、改正前の生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則第2条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。